勝山市防災行政無線の現況

デジタル方式　　令和6年1月現在

設置年度	平成21年度		
周波数	60.860、63.515 MHz		
基地局		1 局	10 W
再送信子局		2 台	1～2 W
屋外拡声子局		61 台	0.01～1 W
戸別受信機		37 台	

勝山市上水道無線の現況

設置年度	平成7年度		
周波数		153.61 MHz	
基地局		2 局	5 W
移動局	車載型	3 台	5 W
	携帯型	13 台	1 W

※アナログ方式の防災行政無線については、令和3年3月より、IP無線機に変更

IP無線機

設置年度	令和2年度	
基地局		1 局
車載型	重機	9 台
携帯型	車載対応	10 台
		13 台

勝山市IP無線機呼出し名称一覧表

令和6年1月現在

名称	呼出名称	所属	車種等	車番
基地局	本部	危機管理防災係		
車載型 (重機)	建設11	建設課	除雪ドーザ	900る245
	建設12	建設課	除雪ドーザ	900る1583
	建設13	建設課	除雪ドーザ	000る2068
	建設14	建設課	除雪ドーザ	000る2251
	建設15	建設課	除雪ドーザ	000る1901
	建設20	建設課	ロータリー除雪車	900る302
	建設21	建設課	ロータリー除雪車	900る373
	建設25	建設課	小型除雪車	勝山市あ325
	建設26	建設課	歩道用除雪車	勝山市あ412
携帯型 (車載対応)	建設1	建設課	トヨタプラド	800さ8451
	建設2	建設課	トヨタプラド	800さ7643
	建設3	建設課	ダイハツビーゴ	501そ7456
	建設4	建設課	イスズダンプ	100さ3513
	建設5	建設課	イスズエルフ	100さ7205
	建設6	建設課	ハイゼット	480う7423
	農林1	農林課	ADバン	400そ4958
	農林2	農林課	スズキエブリィ	480く4818
	農林3	農林課	エクストレイル	300む4626
	農林4	農林課	イクリプスクロス	300ゆ8106
携帯型 (各課1)	建設101	建設課		
	建設102	建設課		
	建設103	建設課		
	建設104	建設課		
	建設105	建設課		
	農林101	農林課		
	農林102	農林課		
	防災101	危機管理防災係		
	防災102	危機管理防災係		
	防災103	危機管理防災係		
携帯型 (各課2)	建設100	建設課(克雪センター)		
	防災104	危機管理防災係		
	防災105	危機管理防災係		

無線局の通信例

呼　　出　　局	応　　答　　局
(1)相手局を呼び出すとき。 相手局の呼出名称　1回 こちらは　1回 自局の呼出名称　1回 どうぞ　1回 例　「建設1、こちらは本部、どうぞ」 「通信事項一、どうぞ」 「以上本部」	相手局の呼出名称　1回 こちらは　1回 自局の呼出名称　1回 どうぞ　1回 「本部、こちらは建設1、どうぞ」 「建設1了解、どうぞ」
(2)相手局が受信していることが確実であるときは、相手局の応答を待たないで送信することができる。 例　「建設1、こちらは本部、ただいまの事故で死傷者なし、どうぞ」 「以上本部」	応答は、相手局呼出名称を省略することができる。 「建設1了解、どうぞ」
(3)基地局から2以上の陸上移動局への同時通信 相手局の呼出名称　1回 こちらは　1回 自局の呼出名称　1回 どうぞ　1回 例1　「防災101及び防災102、こちらは本部、どうぞ」 「通信事項一、どうぞ」 「以上本部」 例2　相手局が受信していることか確実であるとき。 「勝山農林101及び勝山農林102、こちらは本部、通信事項一、どうぞ」 「以上本部」 例3　「勝山所属陸上移動各局、こちらは本部、通信事項一、どうぞ」 「以上本部」	応答は呼出しを受けた順に行う。 相手局の呼出名称　1回 こちらは　1回 自局の呼出名称　1回 どうぞ　1回 「本部、こちらは防災101、どうぞ」 「本部、こちらは防災102、どうぞ」 「防災101了解、どうぞ」 「防災102了解、どうぞ」 「勝山農林101了解」 「勝山農林102了解」 「○○、了解」 「○○、了解」
(4)試験電波の発射 ただいま試験中　3回 こちらは　1回 自局の呼出名称　1回 1分間聴取 「本日は晴天なり」の連続 (以上通信事項を10秒以内で行う。) 相手局の呼出名称　1回 メリット　1回	陸上移動局は、基地局の一括呼出し後、すぐ応答しないで順位にしたがって応答するものとする。 自局の呼出名称　1回 メリット　1回

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関して、勝山市長と福井県警祭本部長は同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先利用に関する事務の取扱についても本協定を準用する。

昭和38年8月1目

勝　山　市　長
福井県警察本部長

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1　勝山市長が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信施設を優先的に利用し、又は、警察の優先電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2　勝山市長が法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。

第3　勝山市長が法第57条の規定に基づいて警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市の地域の管轄する警察機関の通信統制官(所轄警察署長)に対し次の事項を申出て、承認を受けるものとする。

1　使用等しようとする警察通信設備
2　使用等しようとする理由
3　通知の内容
4　発信者及び受信者

第4　通信統制官は当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認められるときは、その使用を承諾するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官の緊急性、通話の内容、受付け順位等をしん酌して決定するものとする。

第5　勝山市長は法第56条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項にあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官に連絡しておくものとする。

第6　本協議に基づく警察通信設備に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附　則

本協定は昭和38年8月1日から施行する。

電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

1　非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする

(1)　人命の救助に関するもの

(2)　天災の予警報(主要河川の水位を含む。)および天災その他の状況に関するもの

(3)　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

(4)　電波法第74条実施の指令およびその他の指令

(5)　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(6)　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(7)　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(8)　避難者救護に関するもの

(9)　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道運送に関するもの

(10)　鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

(11)　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(12)　災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または運送関係者に対して発する従事命令に関すること

(13)　前各号に定めるもののほか災害(武力攻撃事態等又は緊急対処事態において直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を含む。以下同じ)が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

2　非常通報の発信

無線局の免許人が自ら発受する他、非常通信を要する関係機関からの依頼に応じて発受するものとする

3　非常通報の依頼

発信を希望する者は、非常通信用紙(別紙様式)に電報形式(片カナ)または文書形式(通常の文書体で記載するもの)により、次の事項を明記して、もよりの無線局に依頼するものとする

4　その他

その他、非常通報の発受信に必要な事項は、非常通信規約及び非常通信運用細則による

・非常通信協議会　非常通信規約　　(平成22年2月24日実施)

・非常通信協議会　非常通信運用細則　(平成22年2月24日実施)

非　常　通　信　用　紙

<table>
<tr><td>宛先</td><td colspan="2">機関名:
TEL:(　　)　-
FAX:(　　)　-</td></tr>
<tr><td>発信人</td><td>発信日時　　月　　日　　時　　分
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
<tr><td>通報文</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">伝達経路</td><td>1</td><td>受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分)
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
<tr><td>2</td><td>受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分)
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
<tr><td>3</td><td>受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分)
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
<tr><td>4</td><td>受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分)
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
<tr><td>5</td><td>受信(　　時　　分)・送信(　　時　　分)
機関名:
(取扱者:　　)</td><td>伝達方法:　無線　有線　使送
回線種別:(　　)
伝達手段:　音声　FAX　電信　映像
T　E　L:
F　A　X:</td></tr>
</table>